

川 聯

かわ ひらた

No.117

「確定申告」 新春 特集号

令和2年2月1日

若松税務署管内税務推進協議会会報

兼人
編集
発行
編集

北九州市若松区白山1丁目9-4

竹内 清二

(761)4125



若松の河童と地蔵

昔、若松のどこかの池に村人が馬を洗いに
行くと、急に馬が暴れ出した。村人は「また
河童(かっぱ)め(悪業(わるさ)だナ」と思っ
ているうち、池に馬を引き込もうとした河童
が力負けして、馬の足にしがみついたまま陸
に引き上げられてしまった。

河童は村人に捕まり「もう決して悪業は
いたしません」と謝った。村人は、それではと、
釘(くぎ)を背に打った石地蔵を作り「この釘
のある限り悪業をしない」と河童に誓わせた
という。河童のいたずらはそれ以来、ピタリと
やんでしまった。

日本国中、これに似た言い伝えはどこにで
もありそうだけれど、背に犬釘が打ち込ん
である石地蔵は傑作であろう。毎年、年の暮
れが近くなると、河童は高塔山に登ってき
て、地蔵の背の釘をみて帰っていくらしい。そ
して、それがもう何年続いているのかは、私は
知らない。

絵文 片山 正信氏

(昭和55年7月31日発行)

若松版画散歩より)

遠	岡	水	芦	中	若	若	若	若	税
賀	垣	卷	屋	間	松	松	松	松	務
町	町	町	町	商	商	商	商	商	務
商	商	商	商	工	工	工	工	工	務
工	工	工	工	議	議	議	議	議	務
会	会	会	会	所	所	所	所	所	務
会	会	会	会	支	支	支	支	支	務
				部	部	部	部	部	務
				会	会	会	会	会	務
				会	会	会	会	会	務
				会	会	会	会	会	務
				会	会	会	会	会	務

初春のご挨拶



若松税務署長
阿部 和浩

年が明け、早いもので一カ月が経ちました。

若松税務署管内税務推進協議会の会員の皆様におかれましては、お健やかに新春をお迎えのことと心からお慶び申し上げます。

また、旧年中は、税務行政に対しまして、深いご理解と格別のご支援等を賜り、厚くお礼申し上げます。

近年、税務行政を取り巻く環境は、経済社会のICT化やグローバル化の進展により、急速に変化しております。そのため、国税組織自身が経済社会の変化に対応できるように、今後も業務改革やインフラ整備等に取り組んでまいります。

間もなく、令和元年分の確定申告の時期を迎えます。本年の確定申告は、昨年の消費税率の引き上げ及び軽減税率制度実施後の初めての確定申告となります。事業者の皆様に適正かつ円滑に申告・納税をしていただけるよう、制度の定着に向けてきめ細やかな対応に努めてまいります。

また、昨年から「ID:パスワード方式」を利用したeITax送信や「スマホ申告」等が可能となり、eITaxの利便性が飛躍的に向上しております。是非、eITaxなどのICTを利用した申告及び納付をしていただきますようお願いいたします。

なお、若松税務署では確定申告会場を二月十七日から開設することとしておりますので、税務署へお越しいただく際はご注意ください。

最後になりましたが、会員の皆様にとって心身共に健康で幸多き年となりますよう心から祈念いたしまして、新年の挨拶とさせていただきます。



若松税務推進協議会会長
竹内 清二

令和二年の年頭に当たり、謹んでご祝詞を申し上げます。

若松税務推進協議会の会員の皆様におかれましては、お健やかに新年をお迎えのことと心よりお慶び申し上げます。

昨年六月に会長に就任し、ようやく半年が過ぎたところでございます。まだまだ不慣れな私に対しまして、会員の皆様の温かいサポートを心より感謝申し上げます。

さて、昨年はラグビーワールドカップの日本開催で大変盛り上がりしました。そして今年は何と言いましてもオリンピック。パリオリンピックが東京で開催されます。この一大イベントは、我が国の経済には大きなプラス要因であることは間違いないと思われまします。しかしながら世界に目を向けますと、米中貿易摩擦の問題や中国経済の減速などマイナス要因は顕著なものとなっており、また、地球温暖化を含めた環境問題も世界経済に大きな影響があると言われております。

我が国においても、昨年十月に実施された消費増税、軽減税率導入や働き方改革などがどの様に国内経済に影響を及ぼすのかが気になるところでございます。そして、最近では毎年のように起こる自然災害も我が国経済の回復を遅れさせている要因となっております。そういった意味では中小企業を取り巻く環境は今年も決して明るいものではないと思われまします。

しかしながら、日本人は災害が起きた時に見られる連帯感やボランティア活動などの助け合いの精神は外国人が驚き、称賛されております。また、災害に備えて知恵を絞って早急に色々な対策を施していただけるのも我が国のいいところだと思います。中小企業においてもそういった連帯感や知恵で必ずや元気な経済を復活できるものと期待しております。

最後になりましたが、本年が会員の皆様にとりまして、より良い年であることを祈念いたしまして、新年の挨拶とさせていただきます。



若松税務署からのお知らせ

申告会場開設期間について

令和元年分確定申告の申告会場の開設期間は、土日祝日を除く

2月17日(月) から 3月16日(月) です。

2月14日(金)までは申告会場は開設されていませんので、相談を希望される方は、上記期間に来署いただきますようお願いいたします。

なお、申告書等の提出だけの方(検算希望の方を含む)は、郵送にて提出をお願いいたします。

確定申告に関するお問い合わせは、

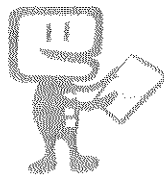
若松税務署 (093) 761-2536 (代表)

※令和2年1月15日から3月16日の期間は、音声ガイダンスの後、「0」番を選択いただきますと、確定申告テレホンセンターの担当者におつなぎします。

多くの方にご利用いただいています！スマホ申告！

手書きが面倒、混雑した申告会場には行きたくない・・・という方は必見！！

まずは国税庁HPへアクセス！！



スマホのカメラでQRコードからアクセスできます。

納税は、便利な口座振替をご活用ください

令和元年分確定申告の納付期限と口座振替日は、次のとおりです。

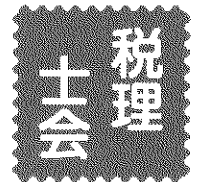
申告所得税及び復興特別所得税：令和2年3月16日(月) ⇒ 振替日4月21日(火)

消費税及び地方消費税：令和2年3月31日(火) ⇒ 振替日4月23日(木)

贈 与 税：令和2年3月16日(月) 口座振替はご利用できません。

【令和元年度開催の租税教室】

- | | |
|---------------------------|----------------------------|
| ○R1. 7. 4 中間北中学校 講師:武藤税理士 | ○R1. 7.11 中間南中学校 講師:坂根税理士 |
| ○R1. 7.31 若松高校 講師:山口税理士 | ○R1.11.16 猪熊小学校 講師:宇野税理士 |
| ○R1.11.26 芦屋東小学校 講師:澤田税理士 | ○R1.12.11 中間北小学校 講師:小林税理士 |
| ○R1.12.20 伊左座小学校 講師:宇野税理士 | ○R2. 1.15 中間東小学校 講師:澤田税理士 |
| ○R2. 1.16 高須小学校 講師:澤田税理士 | ○R2. 1.17 中間小学校 講師:小林税理士 |
| ○R2. 1.21 鴨生田小学校 講師:坂根税理士 | ○R2. 1.23 若松中央小学校 講師:平島税理士 |



税理士会若松支部

(五十音順)

氏名	事務所所在地	電話	氏名	事務所所在地	電話
穴井 秀幸	遠賀郡岡垣町中央台1丁目11番9号	283-2445	田口 和博	北九州市若松区小敷ひびきの3丁目5番1号	741-5775
井浦 幹夫	中間市東中間1丁目7番3号	243-1188	田口 真崇	小敷ひびきの3丁目5番1号 田口和博税理士事務所	741-5775
石田 光明	遠賀郡岡垣町戸切1387	281-5005	竹内 清二	白山1丁目9番4号 税理士法人 竹内会計	761-4125
石田 義英	中間市中央2丁目5番23号	245-6748	竹内 治美	白山1丁目9番4号 税理士法人 竹内会計	761-4125
市川 裕通	北九州市若松区高須東4丁目5番8号	742-6669	藤堂 信司	中間市小田ヶ浦1丁目1番17号	090 8625-7000
伊藤 道夫	中間市弥生1丁目14番43号	245-4372	時永 昌和	北九州市若松区白山1丁目18番6号 アイビル2F	751-0030
猪原 清典	北九州市若松区青葉台西3丁目22番5号	742-2910	中尾 寿子	遠賀郡岡垣町東山田1丁目1番14-201号	282-2825
岩田 登	中間市小田ヶ浦2丁目3番28号	244-4631	中村 悦郎	北九州市若松区白山1丁目7番3号	771-4355
宇野 耕一	遠賀郡水巻町緑ヶ丘2丁目4番6号	201-1671	中村 誠	東二島5丁目9番 22-207号	791-6877
大津 康裕	北九州市若松区東二島5丁目14番69号	980-4425	中村 淑恵	白山1丁目9番4号 税理士法人 竹内会計	761-4125
大庭 祥功	〃 本町3丁目2番23号	751-3021	西澤 勉	遠賀郡岡垣町東山田1丁目10番40号	282-5792
岡部 勝成	〃 大字大鳥居425番地	741-4403	二宮 良則	〃 高倉713番地1	283-4393
小野 益博	〃 桜町3番9号	751-0551	仁部 義宏	中間市岩瀬1丁目8番1号 東海倶楽部 I-203号	246-1703
片山 和博	遠賀郡水巻町梅ノ木団地41番17号 K&Kビル2F	203-3001	能美 雅昭	北九州市若松区中川町3番25号	751-0705
加藤 博道	〃 遠賀町大字別府3178番地3	701-4180	野上 浄治	遠賀郡岡垣町野間2丁目2番4号	553-0290
工藤 泰則	中間市中間3丁目18番5号	246-1685	野末 昌資	〃 旭南17番6号	283-4027
久保田浩一	遠賀郡岡垣町東山田1丁目1番14-201号 中尾寿子税理士事務所	282-2825	濱崎 恭	北九州市若松区本町3丁目11番1号 バイサイドプラザ若松本館4F	761-6993
倉地 和敏	〃 南高陽6番12号	282-2496	原 和枝	遠賀郡水巻町頃末南2丁目4番16号	201-6461
古後 和弘	北九州市若松区鴨生田3丁目14番5号	791-5881	樋口 之春	北九州市若松区高須東4丁目6番22号	741-5556
小林 香織	遠賀郡岡垣町東山田1丁目1番14-201号 中尾寿子税理士事務所	282-2825	久野 靖典	中間市桜台2丁目14番5号	244-5608
近藤 邦雄	〃 水巻町頃末南3丁目19番25号	201-5591	平島 靖元	北九州市若松区本町3丁目2番23号 大庭祥功税理士事務所	751-3021
坂口 充笑	中間市大字下大隈1703番地	244-4451	深田 満子	遠賀郡岡垣町大字高倉575番地	283-2345
坂口 誠一	北九州市若松区用勺町30番6号	701-3078	藤本 泰秀	北九州市若松区青葉台東1丁目7番24号	741-4894
坂根 洋輔	〃 本町3丁目11番1号 バイサイドプラザ若松本館4F 濱崎恭税理士事務所	761-6993	古津 剛	遠賀郡遠賀町松の本5丁目10番18号	293-3945
澤田 一弘	〃 青葉台西5丁目17番2号	555-1894	堀江 祐治	北九州市若松区青葉台南3丁目6番4号	741-2765
柴田 拓保	〃 本町1丁目9番8号 プレステージ本町301号	090 2732-6266	松田 剛和	遠賀郡遠賀町旧停1丁目4番7号	291-5601
城野 博美	遠賀郡遠賀町芙蓉2丁目6番11号	293-7137	武藤 淳	中間市東中間2丁目19番28号	245-1600
白石 哲則	〃 大字上別府594番地	293-9278	山口 徹也	北九州市若松区ひびきの1番8号 北九州学術研究都市事業化支援センター3階	616-8218
鈴木 良樹	中間市鍋山町1-1 通谷クリーンハイツ2F	980-1135	山根 慎一	〃 高須南5丁目1番13号	741-3205
須山 博文	〃 通谷3丁目30番16号	555-8533	横山 了子	中間市通谷1丁目19番33号	090 7983-9766
副田 義男	北九州市若松区二島6丁目4番55号 第5竹ビル3階	701-3567	吉田 秀樹	〃 鍋山町16番1号	245-5857
高司 靖	中間市岩瀬西町4番39号	245-5491			

税理士法人

名称	事務所所在地	電話
税理士法人 竹内会計	北九州市若松区白山1丁目9番4号	761-4125

税務相談所は

税のアドバイザーです!

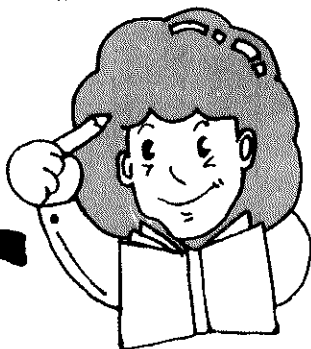
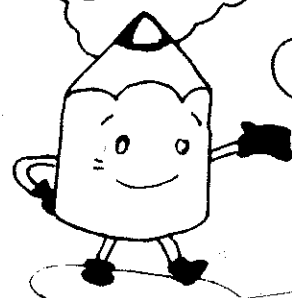
税務 相談所

帳簿のつけ方が
わからない

忙しくて
人手が足りない

税務署に行くのが
苦手だ

こんな時にご
利用下さい。



案ずるよりは ます相談

税務相談所とは……

- ① 税務の指導相談
- ② 記帳の指導
- ③ 記帳の代行
- ④ 各種税務の申告書の作成
- ⑤ 税務調査の立合

詳しくお知り
になりたい方は、
(下記の)
各税務相談所へ



会費等について

- ① 記帳指導料……ご自分で記帳整理できる方
- ② 記帳代行料……記帳整理を依頼したい方
- ③ 各種手数料……実費程度

但し現金出納帳はご自分で記帳して下さい

〔若松税務署管内の税務相談所〕

若松税務相談所 若松区本町三丁目11-1
ベイサイドプラザ若松本館4F
(電話) 771-3726

中間税務相談所 中間市長津一丁目7-1
中間商工会議所内
(電話) 245-1081

芦屋税務相談所 遠賀郡芦屋町中の浜9-52
芦屋町商工会内
(電話) 222-2111

水巻税務相談所 遠賀郡水巻町頃末北一丁目9-7
水巻町商工会内
(電話) 201-7551

遠賀税務相談所 遠賀郡遠賀町遠賀川二丁目6-18
遠賀町商工会内
(電話) 293-0165

岡垣税務相談所 遠賀郡岡垣町海老津駅前9-36
岡垣町商工会内
(電話) 282-0294

『福岡県では令和2年4月1日から「宿泊税」を課税します。』

県内の観光資源の魅力向上、旅行者の受入環境の充実、その他観光の振興を図る施策に要する費用に充てるために課税するものです。

1 納めていただく方(納税義務者)

県内に所在する次の事業を行う施設への「宿泊者」になります。

- ・旅館業法に規定する旅館業(旅館、ホテル営業、簡易宿所営業)
- ・国家戦略特別区域法に規定する認定事業(特区民泊)
- ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業(新法民泊)

2 納めていただく額(税率)

宿泊者一人泊につき、200円

*ただし、北九州市内、福岡市内の宿泊施設については、次のとおり。

北九州市内 200円(県税50円・市税150円)

福岡市内 宿泊料金2万円未満 200円(県税50円・市税150円)

宿泊料金2万円以上 500円(県税50円・市税450円)

3 徴収の方法(特別徴収)

宿泊税の納税義務者は宿泊者ですが、宿泊事業者(旅館業等の経営者)において、宿泊料金と合わせて宿泊税を徴収していただき、宿泊者から預かった宿泊税を原則として、毎月、申告納税していただくこととなります。

*北九州市内、福岡市内の宿泊施設については、両市に申告納税していただくこととなります。

お問合せ

○宿泊税の仕組みに関すること

福岡県総務部 税務課 問税係 ☎092・643・3065

○観光振興、宿泊税の使途に関すること

福岡県商工部観光局 観光政策課 企画管理係 ☎092・643・3419

住民税の申告を、お忘れなく！

令和元年中に所得があった方は、住民税の申告が必要です。

ただし、税務署で確定申告をした方や、給与所得のみで、勤務先から市役所(町役場)に給与支払報告書が提出されている方は対象外です。

確定申告の必要がない方で、個人住民税の算出において控除を適用する場合は、ご申告ください。

【申告が必要な方の例】

- ・前年中に退職し、再就職していない方。
- ・給与所得者で、給与以外の所得が20万円以下で確定申告が不要な方。
- ・公的年金等の収入金額が40万円以下で、それ以外の雑所得が20万円以下で確定申告が不要な方。
- ・確定申告をしておらず、雑損控除、医療費控除、寄附金税額控除などの適用を受ける方。

【申告に必要なもの】

- ①印鑑 ②マイナンバーカード又はマイナンバーが分かる書類(通知カード・住民票など) ③所得を証明できる書類や帳簿等(源泉徴収票や給与支払証明書など)
- ④生命保険料・地震保険料・長期損害保険料の控除証明書 ⑤寄附金受領証明書、医療費通知、医療費控除の明細書、国民健康保険・介護保険・国民年金等の領収書または控除証明書など ⑥身体障害者手帳、障害者控除対象者認定書、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳など。

☆所得税の申告と異なる個人住民税の課税方式の選択

特定株式等の配当については、所得税および個人住民税ともに、申告不要、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択できることとされています。

平成29年の税制改正により、所得税の確定申告書が提出されている場合であっても、その後個人住民税の納税通知書が送達される時までに確定申告書とは別に、個人住民税申告書を提出することにより、所得税と異なる課税方式を選択することが明確化されました。

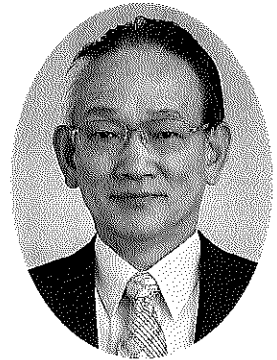
ただし、この個人住民税の課税方式の選択をしない場合は、所得税の確定申告における課税方式が個人住民税に適用されます。

●お問い合わせは、令和2年1月1日にお住まいの税務担当課へ

- 若松区役所 ☎七六一四一八二(直通)
- 中間市役所 ☎二四六一六二三八(直通)
- 若屋町役場 ☎二二三一三五三四(直通)
- 水巻町役場 ☎二〇一四三三二(内線一一・一一)
- 岡垣町役場 ☎二八二一一二二(内線二七・二七)
- 遠賀町役場 ☎二九三一一三三四(内線二四・二八)

法人会

謹賀新年



岡部憲昭会長

新年明けまして、おめでとうございます。会員の皆様におかれましては、健やかな新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

旧年中は役員並びに会員の皆様方には、法人会活動の充実と発展に多大なご尽力をいただきまして心から厚くお礼を申し上げます。

昨年はその年の漢字に「令」が選ばれたように新元号の「令和」が新たな時代の幕開けを告げた一年となりました。

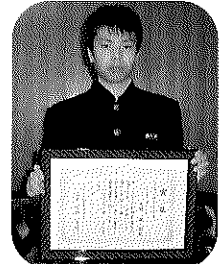
そして大型台風(十五号十九号)の関東地方への上陸や、大雨による被害など災害の多い年でもありました。被害に遭われました皆様方に、心よりお見舞い申し上げますとともに、被災地の一刻も早い復旧・復興を祈念しております。

さて、私ども若松法人会の昨年の活動としては二月にイオン若松ショッピングセンターにおける「九州北部豪雨復興支援チャリティーステージ」の開催及び八月に「夏の夕べ」におけるチャリティ販売・募金を行い、九州北部豪雨災害にあわれた朝倉市へ募金を寄贈することができました。

また、管内小学校のうち九校に対する「租税教室」及び「税に関する絵がきコンクール」の実施、年四回開催する「決算法人説明会」、毎月第二火曜日に地元FMラジオ局「エーステーションひびき」から「明日への扉」を放送するほか、十月一日から施行された消費税10%に対しても昨年に続き「消費税軽減税率制度・インボイス制度説明会」を二会場で開催するなど税に関する広報や税知識の普及を図ることができました。

これらの諸事業が実施できましたのは、ひとえに役員をはじめ会員の皆様方の「尽力あつてのことと存じます。

さて、若松法人会は、今年創立50周年を迎えます。この50年間の歴史に想いを寄せつつ、法人会の原点である「税」に関する活動を中心に、地域社会への貢献に取り組んで参りましょう。最後に、皆様方ますますのご健勝と事業のご発展を祈念し、新年のごあいさつさせていただきます。



永崎颯一郎さん

中学生の「税についての作文」

若松法人会 会長賞

岡垣町立岡垣東中学校三年

永崎 颯一郎

「当たり前」に感謝しよう

今年の十月から消費税が八%から10%に変わる。私の周りの大人たちはこのことについて良いイメージを持っていない。なぜなら、生活が少し苦しくなるからである。そこで私は税金の意義について興味を持った。

そんなある日、私はテレビを見てみると、公益社団法人であるACJ APANのCMである外国の少女の日常が紹介されていた。なんとその少女は一日の半分以上の時間で水汲みなどの家の手伝いをしているそうだ。当然のことながら勉強をする時間などない。世界にはこのような子供が子供の約六人に一人いるそうだ。私たち日本人にとっても子供は学校に行くことは当たり前だ。まして子供が学校に行く時間がないほど長時間家の手伝いをするなど、とても考えにくいものだ。なぜ日本ではこの当たり前のことが当たり前で、他の国に比べて感じ、興味を持った。

しばらくして、私はこのことを父と母に話した。父、母は私に日本で当たり前前に学校に行き、水汲みなどのきつい仕事をしなくてもいいのは税金があるからだだと教えてくれた。

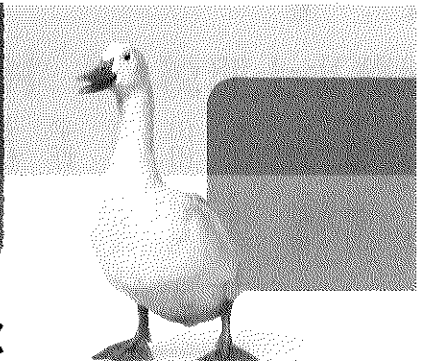
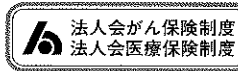
税金によって水道などのインフラが整えられたり、学校に行けたり、病院に行けたり、何不自由なく生活ができるのだ。日頃何気なく物を買うときに支払う税金がこのようなことに使われていたなど知り驚いた。

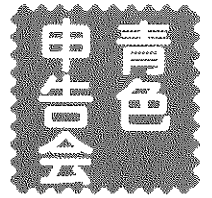
そこで私は世界の税金について調べてみることにした。北欧の多くの国々などでは消費税が20%を超えているそうだ。日本の二倍近くも高い。私は国民の人たちは不満を感じているのではないかと思った。しかし、北欧の多くの国々は幸福度がとても高いことで知られている。税金が高くて、大学までの教育費、年金、医療などの社会制度がとても充実しており、国民全員が安心して暮らしているのだ。私はこのことを知り、税金とはみんなが幸せになるためにあるのだと気づいた。その幸せとは当たり前前のことが当たり前前にできるということだ。

このような素晴らしい社会を維持・増進するために一人一人が責任をもちて働いて税金を納めることが大切だ。世の中の困っている人のため、この社会をよりよくするためにと思って税金を納めてみると、少し自分の中にある思いが楽になるかもしれない。私も将来この社会に少しでも貢献していきたい。だから今自分ができることである勉強を一生懸命し立派な大人納税者になろう。

最後に、私は世界にはまだ貧しくて社会制度がうまく成り立っていない国がたくさんあることを知った。しかしそれを助けようとする人もたくさんいる。私も一刻も早く私たちがこのような当たり前のことが当たり前前にできる世の中にならう。だから私はこれからは積極的にボランティア活動などの慈善活動をしていきたいと思う。

アフラックは、1983年より「法人会福利厚生制度」を受託しています。あなたの一生に寄りそう保険会社として、約束します。お客様ひとりひとりが創る、自分らしく充実した人生。アフラックは、そのお手伝いをする存在であり続けます。





新年のご挨拶



若松青色申告会 会長
川井 和久

新年あけましておめでとうございます。
新年号に変わって最初の年を迎えることができました。

会員及び役員の皆様方へは、本年より全国青色申告会が発行しております広報誌ブルーリターンを配布し、若松青色申告会の運営と活動へのご理解を深めていただきたく計画しております。

昨年十月一日より消費税率十パーセントへの引き上げが行われました。また、これに合わせて軽減税率制度の導入も始まり、四年後の令和五年十月一日からは適格請求書等保存方式（インボイス制度）も始まるうとしております。

このように申告納税環境の大きな変化が起きております。この変化に対応し多くの方に制度の内容や理解を深めてもらえるよう租税教室などを活用して取り組んでおります。また、過年度より普及活動を行っているりますイータックス及びマイナンバー制度も併せて推進していきたいと考えております。

今後若松青色申告会の活動に例年同様、変わらぬご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりますが、新しい年が更に良い年になりますよう祈念致します。まして、新年のご挨拶とさせていただきます。

青色申告制度

日々の取引を所定の帳簿に記帳し、その記帳に基づいて正しい申告をすることで、所得の計算などについて有利な取扱いが受けられる制度です。

青色申告って
どのような
ものですか？



- 青色申告をすることができるのは、事業所得等のある方です。
- 青色申告をしようとする方は、その年の3月15日までに「青色申告承認申請書」を納税地の所轄税務署に提出してください。
注:その年の1月16日以後に新たに開業した方は、開業の日から2か月以内に提出してください。
- 青色申告者には、数多くの特典がありますが、その主なものは次のとおりです。

〈青色申告特別控除〉

事業所得又は不動産所得を生ずべき事業を営む方が、正規の簿記の原則に従い記帳し、その記帳に基づき作成した貸借対照表及び損益計算書を確定申告書に添付し、確定申告書を提出期限内に提出する場合は、これらの所得を通じて最高65万円(注)を控除することができます。それ以外の場合は、事業所得等を通じて最高10万円を控除することができます。

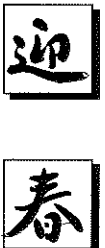
〈青色事業専従者給与の必要経費算入〉

青色申告者と生計を一にしている配偶者や15歳以上の親族で、その事業に専ら従事している人(青色事業専従者)に支払った給与は、あらかじめ納税地の所轄税務署に提出した届出書に記載された全額の範囲内で、青色事業専従者の労務の対価として適正な金額であれば必要経費とすることができます。

〈純損失の繰越しと繰戻し〉

事業所得等が赤字となり、純損失が生じたときは、その損失額を翌年以後3年間にわたって各年分の所得から差し引くことができます(純損失の繰越し)。また、前年も青色申告をしている場合は、純損失の繰越しに代えて、その損失額を前年分の所得に繰り戻して控除し、前年分の所得税の還付を受けることもできます(純損失の繰戻し)。

若松青色申告会役員



顧問	監事													理事						副会長	会長
岩田 登	工藤 泰則	小野 益博	堀江 祐治	山田 政紀	高司 靖	宇野 耕一	若松 清子	武石 健次	藤岡 登	安部 和則	田口 和博	竹内 清二	津田 文史朗	小早川 尚久	園山 眞教	三好 正一	金崎 幹人	川井 和久	三好 正一	金崎 幹人	川井 和久
岩田税理士事務所	工藤税理士事務所	小野税理士事務所	若松税務相談所	住まいの安心ネット山田	高司税理士事務所	宇野税理士事務所	桜羊薬 福島屋	武石工務店	岡垣町商工会	若松理容組合	出口税理士事務所	税理士会若松支部	遠賀・中間医師会	葵コーポレーション	若松商連	三好商店	若松区医師会	カワイ防水	三好商店	若松区医師会	カワイ防水

納貯連

中学生の「税についての作文」

福岡県連会長賞

「納税の義務」

河北中学校 三年 松信 悠里



「また税金があがるって。買い物するのが嫌になるよね。」最近このようなことを耳にした。今の私はこれを聞いて、この人は税金がどのように使われているのか知らないのだからと疑問に思った。だが、二〇一四年に消費税が八パーセントに引き上げられたときの私もこのようなことを言っていた。税金の使われ方を学んだとき、有り難いものなんだと感じた。それと同時に、将来納税する立場になった時、社会を支えていくことになるんだと分かった。その時、思わず背筋がピンと伸びた。

今までを振り返ると、母子家庭で育ってきた私の生活は、税金による支援や補助によって助けられている。例えば、学校の教材費、給食費などの学校に関する幅広い費用を援助してもらっているのは「就学援助制度」のお陰なのである。この制度にもとても貴重な税金が使われているのだ。この制度の有り難みを改めて感じたのは、修学旅行についての資料を見たときである。費用について書いてあるページを見て、こんなに高いのかと思った。そんな思いを抱えながらも、修学旅行を楽しんだ。家に帰って色々な話をすると、私は母に「修学旅行費って高いよね。」と言った。すると母は「それなら心配せんでいい。補助してもらえたら。全額返ってくるよ。」と答えた。知らなかった私は驚いた。そのとき、もっと税金のことについて知りたい。知らなければいけないんだと思えた。

勿論、就学援助だけではなく、私達の身近

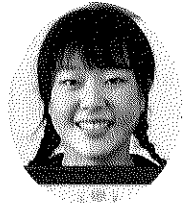
で、様々な場面で税金は使われている。ゴミの収集や道路の舗装など、身近なところで税金は私達の生活を支えてくれていて。税金があるから私達の生活が成り立っていると、言っても、決して大げさではない。そのくらい税金は大切で、必要不可欠なのである。

しかし現在の日本は超高齢社会となり、少子高齢化問題を抱えている。「少子高齢化」ということは、高齢化に伴って社会保障費などに関する支出が増える中、少子化は納税の義務をもつ生産年齢人口を減少させ

若松税務署長賞

「お盆玉を断った私」

遠賀中学校 三年 加来 史麗



お盆玉と引き換えに、祖父母と未来の約束をした。「倍返し!!」と。普段なら喜んでもらうお盆玉。でも、そんな気持ちにはなれなかった。

父は腎臓が悪く、一日置きに透析治療を行っている。もちろん医療費はだいぶ重む。国家公務員として働いていた祖父。専業主婦として祖父を支えた祖母。そんな一人にとつて年金とは命のような存在になっている。そんな大切な年金を払って三六人だった事に、二〇一〇年、高齢者に対して三六人だった事に、二〇一〇年には一人になると大幅に減少する事が予想されている。働き手は減る一方、高齢人口は増えるばかり。そのため社会保障給付金は二〇一〇年から四十三兆増え

ている現状なのである。となれば、若年層一人一人の税負担が大きくなっているのだ。そのため、税制度そのものを肯定的に捉える人が減少していく傾向にある。だが、その考えは自分達の生活も苦しいものにするおそれをもっている。「税」という一文字は、とても深く、難しいものである。

私達が納税することで、この社会は成り立っていく。この繋がりを理解し、関心を深めれば、それを社会の変化に合わせて改良し、発展させ私達の暮らしはより豊かなものになっていくと私は考える。今回、作文を書くにあたり「税」について改めて考えることができた。税は形を変えて、ひとりの力では社会に貢献できないものに貢献させてくれる。私達の暮らしは私達で作っていく。その一つとして納税の義務は大きな役割を担っている。

で、百二十兆円を超えている。そんな危機的状況から脱出するには、私達が働き手の一員になる事が一番だ。祖父は言った。「じーちゃんは今、一生懸命働いている人達に、食べさせてもらっているんだよ。」と。昔は自らが国のために働いていた祖父にとつて、その言葉は重く何か深い意味が込められているのだと感じた。働きたくても働けない稼ぐ事もできない。だからこそ、働き手の人達には感謝していると言った祖父。今まで逆の立場だった祖父からしてみると、すごく複雑な気持ちだったのではないだろうか。その表情に切なさを感じた。そして私は思った。祖父、祖母の中には汗水流して頑張っている。祖父、人の証がたくさん詰まっているのだという事を。昔は、現在高齢の方々が今の働き手の方々が養っていた。そして、現在働き手の方々が私達、学生に百万を超える年間教育費を負担

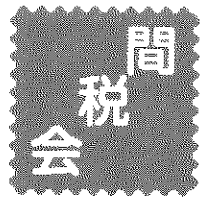
してくださっている。このリレーのバトンを決して落としてはならないのだと思った。「高齢化」という言葉は今まで日本を支えてきてくたださり、育ててきてくれた方が沢山いらつしやるという事。男女平均寿命を八十歳前後まで上げた、医療介護関係の方が沢山いらつしやるということ。年金でギリギリの生活をしているのだと、聞いた私には、お盆玉をくれた祖父。笑顔で受け取る事はできず、私の手はなかなかその封筒には行き届かなかった。すると、祖父母は何か企んでいるような笑顔で言った。

中村 誠 税理士事務所

税理士 中村 誠

北九州市若松区東二島5丁目9番22-207号
TEL 791-6877
FAX 791-6877

「大人になった時、返してね。」と。その少し嫌味っぽく、不器用な優しさが私の手を動かした。そして私は言った。「倍返し!!」と。祖父母からもらったお盆玉は、まだ働けない私にとって、バトンをもらうための切符のような気がした。本物のバトンもらった後、この封筒が分厚い封筒に変身した時に、初めて社会に貢献したのだと、思えるような人間になつておきたい。今の私にできる事。それは教科書を大切に扱い、しっかりと勉強する事。そこが、スタート地点だ。



「税の標語」優秀作品決まる

問税会では、租税教育推進の観点から「税の標語」の募集活動にも取り組んでいます。

募集は、平成五年から実施していますが、第二十七回目となる令和元年度も、一般社団法人大蔵財務協会の後援の下に、問税会員、その家族や知人などのほか、小・中学校及び高等学校を通じてその生徒、さらには、インターネットにより広く一般の方を対象にして募集した結果、多数の応募がありました。

この応募作品について、厳正な審査を経て、最優秀作品一点、優秀作品四点、佳作作品十一点、合計十五点の優秀作品が決まりました。

最優秀賞

知ろう学ぼう考えよう 日本を支える 消費税

名古屋市立富士中学校 辻野 そよ香

優秀賞

救急車 白バイ パトカー 消防車 税を支える 安全社会

世田谷区立弦巻中学校 池田 太久人

小さな手 レジで支払う 消費税

栃木県宇都宮市 鈴木 俊江

これいいね！ 時短で確実 e-Tax

市原市立ちはら台西中学校 野田 竜成

学びましょう 税のゆくえと使い道 知ったら変わる 税への思い

宇部市立藤山中学校 本田 夏海

佳作

変わりゆく時代と共に見直そうみんなの意識と消費税

所沢市立小手指中学校 上浦 みづ

消費税 納めて築く 令和の時代

新潟県村上市 小池 隆

税のこころ理解し納めよう 自分のために社会のために

八王子市立立山中学校 小島 三和

教育も 福祉も支える 消費税

広島県広島市 小山 重孝

あなたの税 社会動かす エネルギー

広島県福山市 中末 公憲

ぼくたちの豊かな暮らし保つため正しい知識正しい納税

杉並区立東原中学校 廣田 雅峯

暮らしを支える皆の税正しく使おう 未来のために

富山市立芝園中学校 牧野 結優

知っておこう 社会のための税知識正しく納めて明るい未来へ

宇部市立黒石中学校 松井 環季

親と子で 話してみよう 税のこと

荒川区立第三中学校 余語 玲羅

世代間 越えて支える 消費税

埼玉県立浦和商業高等学校 吉田 清香

令和元年 10月1日から消費税率が10%に!!

◎納税資金の積立目安額が1.25倍に増加

⇒納税資金の計画的な積立てを!

《年間課税売上高 5,000万円の場合》

- ・小売業者の年間納税額 80万円 ⇒ 100万円
- ・製造業者の年間納税額 120万円 ⇒ 150万円
- ・不動産業者の年間納税額 240万円 ⇒ 300万円

悠久の中国茶

雑談 三

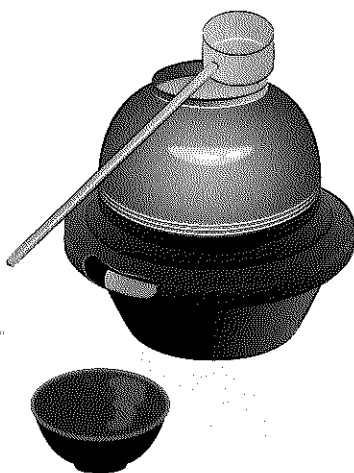
「体に良さそうだからちよつと渋いけどウーロン茶を飲もう」普段何気なく口にする烏龍茶。そんな方に本當の中国茶の愉しみ方をご紹介します。

日本でも平安時代(八百年代初頭)の文献には既にお茶の記述がありますからお茶が伝来して既に千二百年の時が経っています。さて、そのルーツはどこなのでしょう?

中国は唐の時代に茶の栽培と飲む習慣が全土に広がっていきました。国土の広さから餅茶(ハイチャ)という蒸したお茶を乾燥させたものを米糊で固めて「団茶」という商品にして流通販売されていました。飲むときには削って利用していました。明の時代に入るとお茶は富裕層や貴族の嗜みとしての存在から一般の人々にまで飲まれる様になりました。ところが、薫り高いお茶を蒸して粉碎して固める製法によって作られる団茶は本来のお茶の品質を低いものにしていくと国が団茶禁止令を出します。それによってより高い品質のお茶を作ろうとして生まれたのが釜炒り製法による現代一般的に飲まれているお茶です。そうなるのと緑茶がもてはやされるようになり、浙江省の西湖龍井茶(サイコロンジンチャ)などが銘茶として高値で取引されるようになりました。

さて、一口に中国茶といっても実は多くの種類があります。私たちが日頃よく目にするのは茶色いペットボトル入りの烏龍茶や中華料理店で食後にサービスされるジャスミン茶くらいでしょう。ところが、発酵度や産地によって沢山の種類があります。

まず緑茶。これは不発酵状態の茶葉で龍井茶や黄山毛峰が有名です。特定の産地で二十四節季の清明節の前(明前といいます)に摘まれたお茶は特に最高級品とされ百グラムで一万円以上します。青竹を思わせる澄んだ香りと爽やかな飲み口が特徴です。次に弱発酵の白茶(パイチャ)。白牡丹が有名ですが製法としては一旦室内で茶葉をしておれさせて軽く熱を加えて乾燥させます。緑茶より淡い香りですが甘みを感じます。二日酔いに良いとも言われています。



続いて青茶。半発酵茶で最も種類が多く中国茶の醍醐味を経験するならこの青茶からと言ってもいいでしょう。産地も福建省の武夷山や台湾山地など幅広く栽培されています。特に有名なのは中国茶の王様といわれる大紅袍(タイコウボウ)、お馴染みの鉄観音、凍頂烏龍、東方美人など多種にわたります。青茶は特に香りが特徴で蜜のような甘い香りや野の花を思わせる香りなど、種類によって驚くほど違いがあります。もつとも、市販の冷えたお茶では全くその魅力を知ることができません。その為には聞香杯(モンコウハイ)という茶器を用います。まず細長い聞香杯に

お茶を注ぎ、暫くの後に通常の茶杯に移し替えます。そして聞香杯に残った残香を十分に楽しみ、次に茶杯のお茶をいただきます。中国茶の豊かで深い香りの中でゆつくりと過ぎる時も愉しむあたり、さすが中国四千年の歴史というところでしょうか。

まだ種類の紹介は終わりません。お次は全発酵の紅茶。紅茶と言えば英国と思われていますが十七世紀に東インド会社が中国茶を輸入したのがそのルーツです。有名なのはキーンでダージリン、ウバと並んで世界三大紅茶のひとつです。茶葉を燻し燻蒸香を付けてスリランカ等のお茶とブレンドしたラプサンスーチオンも有名です。お次は後発酵の黒茶。普洱(プーアー)が有名ですが、発酵に微生物を加えて特有の香りを付けています。ヴィンテージ物は五百グラムで十五万円の値段がつくこともあります。残すは花茶と造形茶です。花茶はジャスミン、菊花をそのまま使ったものや金木犀の香りをつけた桂花烏龍茶などがあります。造形茶は緑茶や青茶に小菊や千日紅を糸で繋いでグラスの中に花が咲く様を築しむお茶です。

最後に体に良いとされる成分について。元々薬効を期待されて栽培された中国茶、カテキン類やビタミン類、それにポリフェノールが多く含まれています。特に烏龍茶重合ポリフェノールは体に溜まりやすい油を排出する効果があることが確認されています。

日本茶と比べて、より香りが重視される中国茶ですが一回の分量で三煎は楽しめるので、ドライフルーツを茶葉子に、少しづつ変わり行く風味も味わいながら優雅なひと時を過ごすのも「アリ」ではないでしょうか。

～ 迎春 ～

能美雅昭税理士事務所

税理士 能美雅昭

北九州市若松区中川町3番25号

TEL (093) 751-0705

FAX (093) 751-5118

近藤邦雄税理士事務所

税理士 近藤邦雄

遠賀郡水巻町頃末南3丁目19番25号

TEL (093) 201-5591

FAX (093) 201-5592

小野益博税理士事務所

税理士 小野益博

北九州市若松区桜町3番9号

TEL (093) 751-0551

FAX (093) 751-0551

堀江祐治税理士事務所

税理士 堀江祐治

北九州市若松区青葉台南3丁目6番4号

TEL (093) 741-2765

FAX (093) 741-2761

加藤博道
税理士

加藤博道税理士事務所

〒811-4331 遠賀郡遠賀町大字別府3178番地3

TEL 093-701-4180 FAX 093-293-3120

E-mail:kato-hiromichi@tkcnf.or.jp

澤田一弘税理士事務所

税理士 澤田一弘

北九州市若松区青葉台西5丁目17番2号

TEL (093) 555-1894

FAX (093) 776-1058